

平成 17 年度厚生労働省委託業務

平成 17 年度

サービス分野人材育成プロジェクト業務報告書

「人材マップ・人材育成計画」

— 警備業 —

平成 18 年 3 月

株式会社 NTT データ経営研究所

目次

1.	調査研究の概要	1
1.1.	調査研究の背景と目的	1
(1)	調査研究の背景	1
(2)	調査研究の目的	1
1.2.	調査研究の課題と実施方法	2
(1)	調査研究の課題	2
(2)	調査研究の実施方法	3
2.	警備業の概要	4
2.1.	産業の定義と特徴	4
(1)	定義	4
(2)	関連する法令	4
(3)	沿革	5
2.2.	産業と労働市場の動向	6
(1)	産業の動向	6
(2)	労働市場の動向	7
(3)	中長期の見通し	9
3.	警備業における主な職種	10
3.1.	業務の概要	10
(1)	顧客とサービス	10
(2)	ビジネスマップ	11
3.2.	主な職種	13
(1)	主な職種	13
(2)	労働市場の現況	15
(3)	将来の見通し	18
4.	警備員の詳細	19
4.1.	人材のあり方	19
(1)	職務内容	19
(2)	人材の要件	25
(3)	人材の区分	25
(4)	労働市場の特徴	27
(5)	将来の見通し	27
4.2.	人材育成のあり方	28
(1)	入職及びキャリアアップ	28
(2)	人材育成	29

(3) 人材の区分別の状況.....	30
(4) 今後の課題と展望.....	31
5. 人材マップ及び人材育成計画.....	32
5.1. 警備員.....	32
(1) 人材マップ.....	32
(2) 人材育成計画.....	36

1. 調査研究の概要

1.1. 調査研究の背景と目的

(1) 調査研究の背景

平成 18 年、日本経済は 1990 年代の景気の長期低迷期から脱却し、景気回復が 5 年目を迎えているが、未だ厳しい雇用失業情勢の中、雇用の安定を図るために、新たに雇用を創出していくことが重要となっている。こうした状況の中で、サービス分野における雇用創出に向けた一層の取組の推進が必要となっている。

サービス分野における雇用創出を実現するためには、雇用需要に適合する人材育成の取組が必要であるが、人材ニーズの状況は技術革新の急速な進展等により変化し続けるものと見込まれるため、継続的に人材ニーズの状況を可能な限り具体的に把握し、その状況を踏まえた計画的な人材育成戦略の構築と推進が必要である。

このため、厚生労働省では、平成 13 年 5 月に政府が発表した 530 万人の雇用創出計画を受けて、平成 14 年度以降、雇用創出が期待されるサービス分野の 30 業種に関わる業界団体等を活用して、現在の人材の姿と、今後求められる人材の姿を、職業能力の側面からきめ細かく把握分析し、これを体系的に整理して人材マップ及び人材育成計画を作成し、業界団体、企業、教育訓練機関等に広く周知することなどにより、サービス分野における雇用需要に見合った人材の育成を図ってきたところである。平成 17 年度においても引き続き、新たな業種について人材マップ及び人材育成計画を作成し、業界団体、企業、教育訓練機関等に広く周知することなどにより、サービス分野における雇用需要に見合った人材の育成が進められている。

(2) 調査研究の目的

調査研究では、新たな業種について、業界団体等を活用して、求められる人材の姿を、職業能力の側面からきめ細かく把握分析し、職務遂行に必要な能力、人材の過不足状況を整理した人材マップを作成するとともに、キャリアルート、人材育成方法等を整理した人材育成計画の作成を行うこととする。

1.2. 調査研究の課題と実施方法

(1) 調査研究の課題

人材マップ及び人材育成方法等の作成に向けて、調査研究では以下の課題を設定する。

① 業種（産業）の特徴の把握

調査研究の対象となる各業種（産業）の人材マップ及び人材育成計画を作成するには、当該業種の労働市場の現状及び中長期見通しを検討することが必要である。しかし、労働市場は、当該業種自身の動向すなわち特定の財やサービスの市場動向と深い関連がある。そのため、ある業種の労働市場動向を調査分析するには、当該産業自身の動向と特徴を正確に把握し、労働市場との関連を明らかにすることが重要である。

② 職種毎の現状及び中長期見通しを踏まえた人材マップの作成

人材マップは、当該業種において求められる人材の姿を、職種毎に、職業能力の側面からきめ細かく把握分析し、職務遂行に必要な能力、人材の過不足状況を整理したものである。サービス業は一般に、技術革新の急速な進展や規制緩和をはじめとする法制度の整備等により変化し続けている。そこで、人材マップの作成にあたっては、現状において求められる人材の姿のみならず、中長期の労働市場の動向を踏まえ、将来に求められる人材の姿を明らかにすることが重要である。

③ キャリアの多様性を踏まえた共通的・標準的な人材育成計画の作成

人材育成計画は、当該業種における職種毎に、キャリアルート、人材育成方法等を整理したものである。キャリアルートとは、当該職種に入職し、経験を積んでキャリアアップするとともに、場合によってはそれまでのキャリアを活かして他の職種に新たに移動するなど、キャリア形成・活用の動態を示すものである。職種にはスペシャリストやジェネラリストがあるように、キャリアには専門化のほか多能化の方向もある。また、大企業と中小企業では同じ職種でも職務内容が異なる場合がある。このようなキャリアの多様性を前提とした上で、人材育成計画は、ある職種における人材育成方法について、共通的・標準的な内容を示すことが重要である。

(2) 調査研究の実施方法

サービス分野における雇用需要に見合った人材の育成に向けた人材マップ及び人材育成計画作成の重要性を鑑み、調査研究では、学識経験者・有識者等からなる「サービス分野人材育成研究会」（以下、研究会と呼ぶ）を設けて詳細な検討を行い、本書をとりまとめた。

① 研究会のメンバー

サービス分野人材育成研究会のメンバーについて、表 1-1 に示す。

② 研究会の開催日

研究会の開催日について、表 1-2 に示す。

表 1-1 サービス分野人材育成研究会のメンバー

氏名・所属
【座長】 桐村 晋次 法政大学 キャリアデザイン学部 教授
【座長代理】 久本 憲夫 京都大学大学院 経済学研究科 教授
【委員】 三浦 展 カルチャースタディーズ研究所 主宰 本田 由紀 東京大学大学院 社会科学研究所 助教授 永島 清敬 アデコ株式会社 ニューキャリア事業部 事業部長
【オブザーバ】 厚生労働省 職業能力開発局 総務課 基盤整備室
【事務局】 株式会社 NTT データ経営研究所

表 1-2 サービス分野人材育成研究会の開催

回	日時	主な議事内容
第 1 回	2005 年 11 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> 研究会に関する企画の検討 調査分析に関する企画の検討
第 2 回	2005 年 12 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> 調査分析に関する中間報告 人材マップ・人材育成計画普及版作成方針の検討
第 3 回	2006 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 人材マップ・人材育成計画の検討 人材マップ・人材育成計画普及版の検討
第 4 回	2006 年 3 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> 人材マップ・人材育成計画の承認 人材マップ・人材育成計画普及版の検討

2. 警備業の概要

2.1. 産業の定義と特徴

(1) 定義

警備業とは、他人から依頼されて請負方式等により警備の業務を実際に行う事業である。

日本標準産業分類においては、「90 その他の事業サービス業」に属する「9061 警備業」と分類されている。

(2) 関連する法令

警備業に関わる法令としては、警備業法を主として、下表のとおり様々な法令が存在する。

表 2-1 警備業に関わる法令

法令	施行	概要（関連する業務等）
遺失物法	1700年(最終改正 1999年)	日常頻繁に起こりうる遺失物に関する法的な取扱い手続きを知っておく必要がある
刑法	1708年(最終改正 2005年)	正当防衛や緊急避難について知っておく必要がある
日本国憲法	1946年	警備業務の特性上、国民の基本的な人権を侵さないためにも知っておく必要がある
消防法	1948年(最終改正 2005年)	防火・消火活動を行う際に知っておく必要がある
刑事訴訟法	1948年(最終改正 2005年)	現行犯逮捕等の機会に遭遇した場合を考え知っておく必要がある
道路交通法	1960年(最終改正 2005年)	交通誘導等を行う際に知っておく必要がある
警備業法	1972年(最終改正 2005年)	警備業務を実施する上で規範となる法律である

出所：研究会事務局作成

(3) 沿革

我が国における警備業は、1962年頃に初めて専門の警備保障会社が設立されたことに始まる。その後、1964年の東京オリンピックの選手村の警備により、その存在を広く認識されるようになった。以後、高度経済成長期における企業の合理化と人手不足の時代を背景として、急速に発展した。

1972年7月には、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的に「警備業法」が制定された。昨今、各種犯罪の増加や自然災害・人的災害の複雑多様化といった生活環境の悪化により、警備業に対する社会的ニーズが高まっている。

2.2. 産業と労働市場の動向

(1) 産業の動向

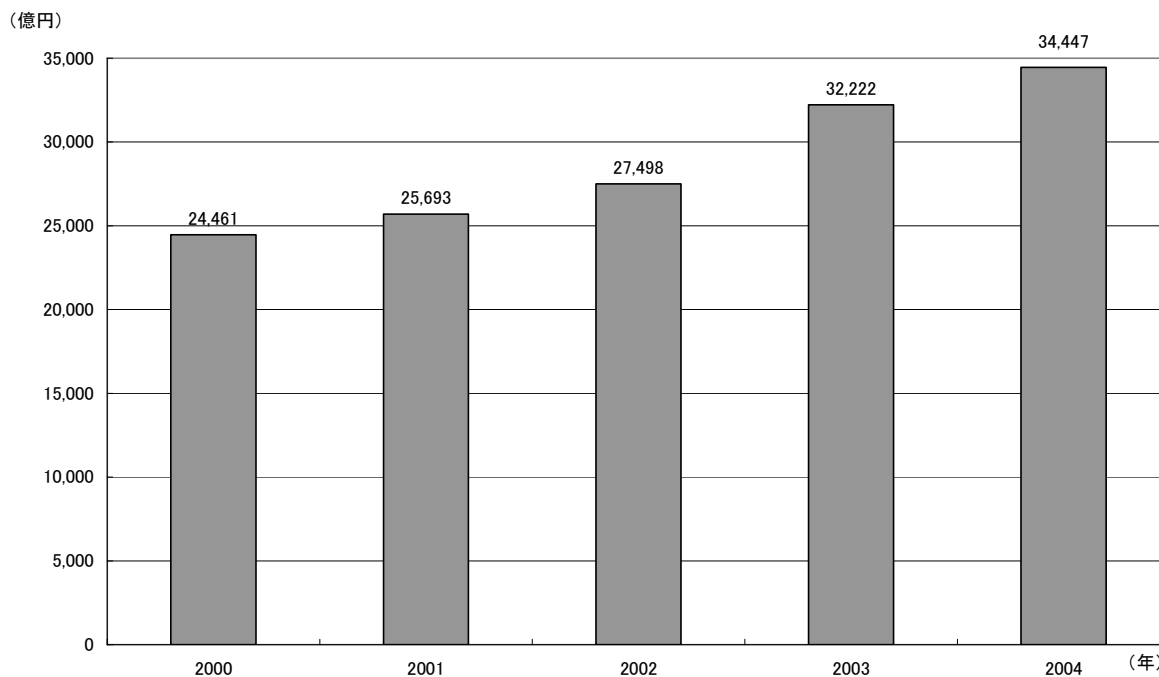
① 市場規模（売上高）

警備業の市場規模は、約 3 兆 4,400 億円（2004 年）で、前年比 6.9%の伸びを示しており、年々増加の一途をたどっている（表 2-2、[出所：警察庁生活安全局生活安全企画課ホームページ](#)

図 2-1）。

表 2-2 売上高の年別推移

	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
売上高（億円）	24,461	25,693	27,498	32,222	34,447
前年比（%）	—	5.0	7.0	17	6.9



出所：警察庁生活安全局生活安全企画課ホームページ

図 2-1 売上高の年別推移

② 事業所（業者）

警備業の業者数は、9,247 業者（2004 年）で、前年より 116 業者（1.3%）増加しており、警備業法施行当時（1972 年 11 月）と比較すると、約 11.9 倍に増加している。

最近 5 年間の状況は、2000 年が 178 業者（1.8%）増、2001 年が 448 業者（4.5%）減、2002 年が 11 業者（0.1%）増、2003 年が 332 業者（3.5%）減であり、1972 年から 2000 年まで一貫して増加傾向にあったが、2001 年に初めて減少した後は、増減を繰り返している。

警備業者の規模を警備員の雇用人数から捉えると、警備員 50 人未満の警備業者は 7,286 業者（2004 年）で、全体の 78.8%を占めている。これにより、従業員数 50 人以下は中小企業と判定される基準に照らし合わせると、中小零細企業が多くを占めていることが分かる。

また、警備業界の図式としては、業界でも数少ない上場会社である「セコム」と「総合警備保障」の大手二業者グループ、大企業の子会社群、中堅クラスの地元業者がそれぞれ対抗しているという状況にある。しかし、近年、業態別に合従連衡が始まり、全ての警備業務を一社では実施しない状況が強まっていること、外資による警備業者の買収が始まっていることにより、この図式に変化が生じている。

その他にも、機械警備の画像伝送システムをはじめ、各種緊急通報サービスやタウンセキュリティ、コンビニエンスストアとの連携サービス等、多種多様な新しいサービスが開始されたことにより現在の業界図式は今後少なからず影響を受けると見られている。

（2）労働市場の動向

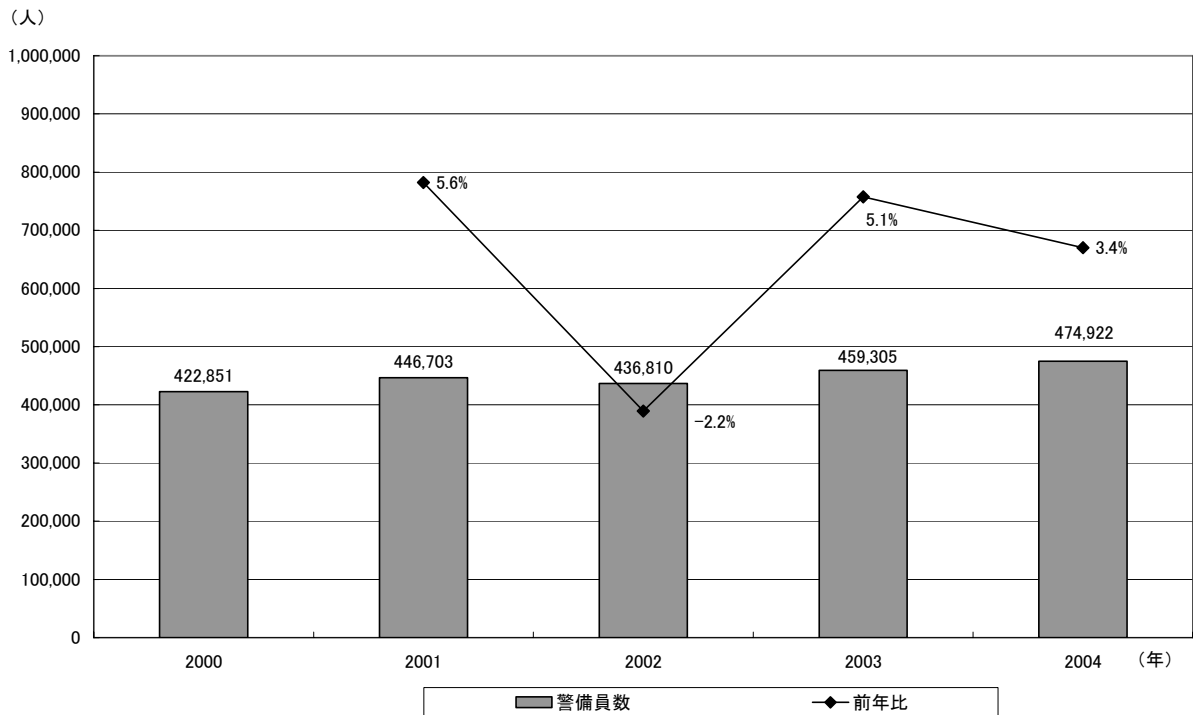
① 雇用者数

警備業者では、全従業員のうち警備員が 9 割以上を占めると言われている。その主要職種である警備員の雇用者数は、47 万 4,922 人（2004 年）で、前年より 1 万 5,617 人（3.4%）増加しており、警備業法施行当時と比較すると約 11.5 倍となっている（表 2-3、図 2-2）。

表 2-3 警備員数の年別推移

	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年
警備員数（人）	422,851	446,703	436,810	459,305	474,922
前年比（%）	—	5.6	▲2.2	5.1	3.4

出所：警察庁生活安全局生活安全企画課ホームページ



出所：警察庁生活安全局生活安全企画課ホームページ

図 2-2 警備員数の年別推移

② 雇用の状況

警備業者の主要職種である警備員の雇用別状況は、正規従業員である常用警備員が78.5%を占め、37万2,773人（2004年、前年比4.0%増）である。残りの21.5%は臨時警備員が占めており、2004年の雇用者数は10万2,149人（前年比1.4%増）である。

また、警備員の年齢構成は、50歳以上が約3分の2を占め、中高年齢者が多いという特徴がある。しかし、最近では、20歳代の若年者も増加傾向にあり、特に機械警備では、機械やシステム操作が必要であるため、機械操作に慣れている若年者の採用が多く、40歳代以上の人材は少ない。

警備員の男女構成は、圧倒的に男性が多いが、空港での乗客のボディチェックやスーパーでの万引き防止等女性に向いている分野もある。2004年には、警備員総数のうち、女子警備員の割合は5.8%となっている。

警備員は、就業に当たって学歴・性別を問われることはなく、法律により義務付けられている条件をクリアしていれば、誰でも職に就くことができる。最近では、警備員の高学歴化が進んでおり、一部大手企業では、新卒・中途採用含めて、大学卒業以上の人が8割近く占める企業もある。

(3) 中長期の見通し

警備業は、ますます加速する少子高齢化や犯罪の増加・複雑化を背景に、産業としての伸びが期待されている。具体的に成長が期待される分野としては、子供の誘拐や連れ去りから守るための防犯サービスや安否確認サービス、高齢者の介護サービス等が挙げられる。また、ホームセキュリティーサービスも、低価格化していることもあり、より一層一般家庭に普及すると考えられる。

したがって、このような産業の伸びに比例し、雇用者数についても、今後伸びていくと期待されるが、警備業務のシステム化が進んでいることもあり、楽観視はできない状況にある。ただし、あくまでも機械による業務は異常事態の通報に主体が置かれるため、実際に駆けつける警備員は、今後も必要となると言える。

3. 警備業における主な職種

3.1. 業務の概要

(1) 顧客とサービス

警備業は、金融機関、オフィスビルや工場を所有する企業、マンション・アパートのオーナー等の法人顧客から一般市民に至るまで、顧客のニーズに適した安心・安全のサービスを提供している（表 3-1）。

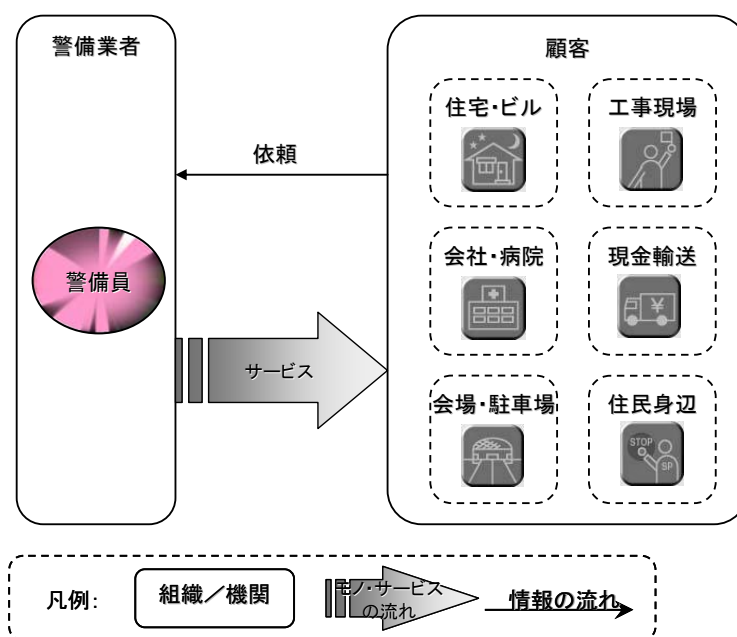
表 3-1 警備業における主なサービス

サービス		顧客／対象施設等	内容
施設警備	常駐警備	事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等	警備の対象となっている施設に常時駐在し、火災や盗難等の事故が発生しないように、様々な手段を用いて警戒し、防止する警備業務
	巡回警備		警備対象施設を徒歩或いは乗り物を用いて回り、火災や盗難等を警戒し防止する警備業務
	保安警備		デパートやスーパー等の商業施設、特に一般客を相手とする小売形態の施設において、万引きを警戒し、防止する警備業務
	空港保安警備	空港	飛行機がハイジャックされること等を警戒し防止する意味において、X線手荷物検査装置や金属探知装置を用い、旅客等の携帯品や身の回り品等に関して、凶器をはじめとした機内持ち込み制限品の有無を検査する業務
雑踏警備	交通誘導警備	建築・道路工事現場、駐車場等	交通事故等の発生を警戒し防止する目的で、建築現場や道路工事現場、駐車場等において、関係車両の出入りによって一般車両や歩行者の通行を妨げないよう、その地域の交通誘導を行う業務
	公営競技場警備	公営競技場	競艇・競馬・オートレース等の競技場内における雑踏事故の発生を警戒し防止することを中心として、のみ行為のチェック、暴力団対策、駐車場の交通誘導を行う業務
	催事警備	初詣やショー等催事場	初詣やショー等、不特定多数の群集が特定地域に殺到することから生じる雑踏事故の発生を、警戒し防止する業務
輸送警備	核燃料物質等運搬警備	核燃料物質等の危険物質、貴重品等の所有者	核燃料物質等の危険物質を輸送できる状態を準備し、厳しい安全基準をクリアして行う郵送警備業務
	貴重品運搬警備		現金等の護送用に特注した車両を主として用い、現金・有価証券・貴金属・美術品・核燃料物質等を輸送するものであり、輸送中における盗難等の事故の発生を警戒し防止する業務
身辺警備	要人警備	政府、法人等	社会的に重要な地位のある人の身辺を警備する業務
	特殊警備	一般市民	自分の身体に危害が加えられるかもしれないと考える人が、自分の身辺において守って欲しいと他者に依頼する警備業務
機械警備	事業所向け警備	事業所	セキュリティに関する様々な機器を大量に使用することで、人手依存部分を極度に減らし合理化を進めた情報システムによる警備業務(上記、施設警備に含まれるが、他の警備業務とは著しくシステムが異なり警備業法の中でも別記されているため、ここでも別欄とした)
	家庭向け警備	一般家庭	

出所：研究会事務局作成

(2) ビジネスマップ

警備業では、上記のサービスを提供するため、下図に示すような流れで業務を実施している（図 3-1）。顧客から依頼があると、警備業者では、自社の商品やサービスメニューを勘案し、ニーズに即した契約を締結する。その後、契約事項に基づき、警備員が実際のサービスを提供する。



出所：研究会事務局作成

図 3-1 警備業のビジネスマップ

警備業の業務内容としては、警備業法により次の 5 つに分類することができる。

① 施設警備（1号業務）

施設警備には、常駐警備、巡回警備、保安警備、及び空港保安警備があり、主として、警備対象施設と呼ばれる事務所・住宅・興行場・駐車場・遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務である。

空港保安警備については、空港保安検査を意味し、空港において X 線手荷物検査装置や金属探知装置を用い、旅客等の携帯品や身の回り品等に関して、凶器をはじめとした機内持ち込み制限品の有無を検査する業務となる。

② 雑踏警備（2号業務）

雑踏警備には、交通誘導警備、公営競技場警備、及び催事警備があり、これら人もしくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒・防止する業務である。

③ 輸送警備（3号業務）

輸送警備には、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備があり、核燃料物質等の危険物質や、現金・貴金属・美術品等の貴重品を輸送できる状態を準備し、運搬中に係る盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務である。

④ 身辺警備（4号業務）

身辺警備には、要人警備及び特殊警備があり、人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒・防止する業務である。

⑤ 機械警備

機械警備は、施設警備（1号業務）に含まれ、警備対象施設における盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務であるが、警備業務用機械装置を大量に使用し、他の警備業務とは著しくシステムが異なっているため、警備業法の中でも別に取り上げられている

3.2. 主な職種

(1) 主な職種

警備業における主な職種には、警備員がある。その他、営業職、技術職、総務・経理等の間接業務職が存在する（表 3-2）。

これらの職種のうち、警備員については、日本標準職業分類の警備員（423）に等しい。しかし、その他については、詳細な分類は行われていない。

表 3-2 警備業における主な職種

職種	仕事の内容	他の職種との関連
警備員	【施設警備(機械警備を含む)】 ・ 警備対象施設における盗難等の事故の発生を警戒・防止する 【雑踏警備】 ・ 人もしくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒・防止する 【輸送警備】 ・ 核燃料物質等の危険物質や、現金・貴金属・美術品等の貴重品を輸送できる状態を準備し、運搬中に係る盗難等の事故の発生を警戒・防止する 【身辺警備】 ・ 人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒・防止する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業職(間接業務職の場合もある)より警備契約の業務内容の説明を受け、業務にあたる ・ 技術職より警備機器の使用方法に関する説明を受ける ・ トラブル発生時は、他の職種と連携して対応する
営業職	【営業】 ・ 警備契約を獲得するための営業活動(企画・提案)を行う ・ 新規顧客開拓を行う 【顧客対応】 ・ 営業所に待機中は、顧客対応(問い合わせ・苦情対応)を行う 【プロジェクト管理】 ・ 契約で定められたとおりに警備業務が履行されているかを管理する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備契約の業務内容を警備員に説明する ・ トラブル発生時は、警備員等他の職種と連携して対応する ・ 技術職が存在しない場合には、警備機器の設置も行う
技術職	【開発】 ・ 警備に使用する機器の開発を行う(大型或いは複雑な機器・情報システム等については別注にて購入) 【保守・管理】 ・ 警備に使用する機器のメンテナンスを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備員に警備機器の使用方法に関する説明を行う ・ 警備員より受ける、警備機器に関する問合せ、メンテナンス依頼に対応する
総務・経理等	【間接業務】 ・ 顧客管理、スタッフ管理等のバックオフィス業務を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社のスタッフ(警備員、営業職、技術職)が自らの業務に集中できるよう補佐業務を行う

出所：研究会事務局作成

職場環境については、警備員の勤務場所は、担当する業務内容によって異なり、屋内・屋外共にあり得る。「施設警備」の場合には、警備対象施設と呼ばれる事務所・住宅・興行場・駐車場・遊園地等が中心となる。「雑踏警備」の場合には、文字通り、人或いは車両が雑踏する場所における警備となり、基本的には屋外中心である。また、「輸送警備」の場合には、運搬に関わる車両等の中やその傍の屋外で勤務する。「身辺警備」については警備対象者がいる場所によって、屋内外の勤務があり得る。更に「機械警備」については施設警備に含まれることもあり、基本的には事業所や一般家庭等の屋内勤務が中心である。

また、勤務時間については比較的長時間労働であり、夜間の出勤もあり得る。休日については、シフト制により休日が土日とは限らず、週に1～2日の休みが確保できる状況である（表 3-3）。

表 3-3 職場環境及び勤務時間等

職種	職場環境	勤務時間等
警備員	<p>【施設警備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警備対象施設と呼ばれる事務所・住宅・興行場・駐車場・遊園地等、屋内外での勤務 <p>【雑踏警備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人或いは車両が雑踏する場所における警備となり、基本的には屋外中心 <p>【輸送警備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運搬に関わる車両等の中やその傍の屋外での勤務が中心 <p>【身辺警備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 警備対象者がいる場所によって、屋内外の勤務があり得る <p>【機械警備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設警備に含まれることもあり、基本的には事業所や一般家庭等の屋内勤務が中心 	<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働であり、夜間の出勤もあり得る シフト制により休日が土日とは限らず、週に1～2日の休みが確保できる程度

出所：研究会事務局作成

(2) 労働市場の現況

① 入職

警備業における各職種の採用（入職）は、中途採用が圧倒的に多く見られる。中途採用については、随時採用を行っており、異業種からの転職がほとんどである。また、学歴やそれまでの職歴等が問われることはなく、中途採用の約 8 割が未経験者採用である。

これに対し、新卒採用は中途採用の 4 分の 1 程度である。新卒採用については定期採用を行っており、学歴不問が建前であるが、ほとんどの場合、専門卒以上の学歴を保有している。また、警備員になるための必須資格はなく、入職にあたり、学歴と同様、資格の有無が問われることはないが、普通自動車運転免許は保持が推奨されている場合が多い。

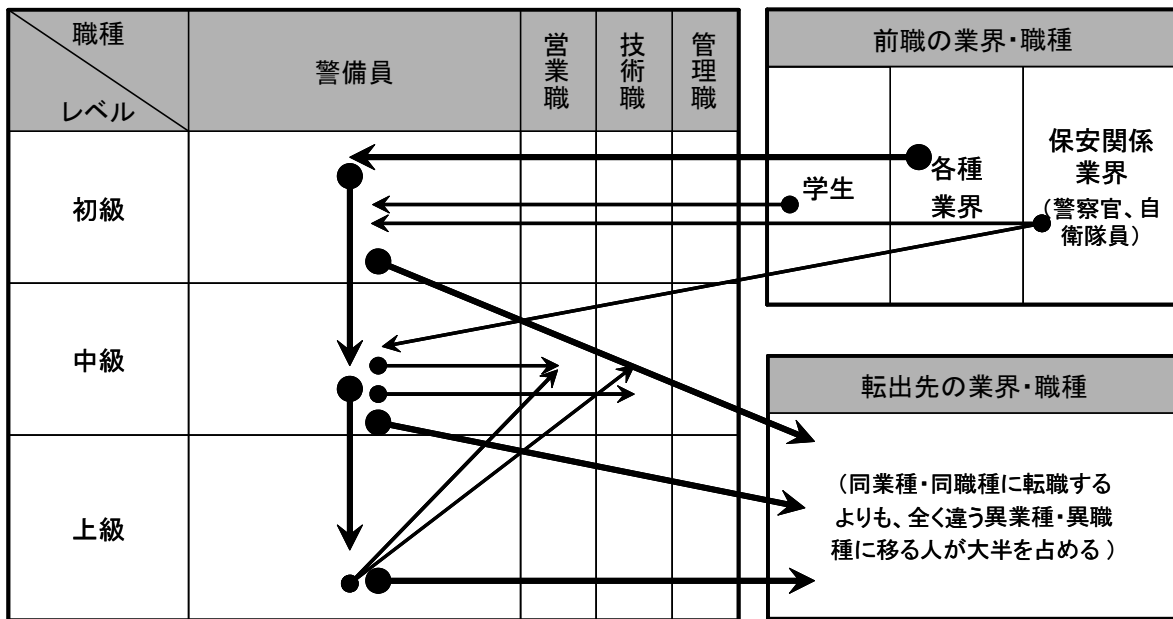
入職者の年齢構成としては、50 歳以上が全体の 3 分の 2 を占め、中高齢者が多い状況にあるものの、昨今の情報技術の発展により、機械警備等、コンピュータを扱う警備において、機器操作の複雑化が進んでいるため、それらコンピュータ機器に抵抗の少ない若者の入職が増えているという。

なお、雇用者の男女構成については、圧倒的に男性が多く、約 95% を占めている。

② 専門化と多能化

警備員におけるキャリアアップは、大企業と中小企業ではその状況が多少異なる。中小企業の場合には、職種内でその専門性が高まる方向にキャリアアップが図られる。つまり、扱う機器がより複雑化する等、警備の内容が高度化・専門化し、あくまでも警備の実務を行いつつ警備職を極め、警備員を束ねるリーダー格として業務に当たることとなる。

一方、大企業における警備員のキャリアアップは、専門化だけではなく、管理能力や指導力の獲得など多能化にも向かう傾向があり、職種間移動を伴う場合が多い。つまり、警備の実務から離れ、警備員を管理する管理職へ転換することがあり得る。ただし、上級職にキャリアアップした社員であっても、人手が足りない際などには緊急対応として警備の実務を行う。大企業における警備員のキャリアアップについて、一般的なキャリアパスのイメージを下図 3-2 に示す。



出所：研究会事務局作成

図 3-2 警備業の一般的なキャリアパス (イメージ)

③ 人材育成

このようなキャリアアップに向けた人材育成は、基本的には企業内の OJT が中心となっている。現場において、上級職からの指導教育を受けつつ警備員としての経験を積み、初級から中級、上級へと、現場を管理できる人材を目指していくこととなる。

なお、警備業法には、「公安委員会は警備員に対してその知識及び能力に関する検定を行うことができる」と規定されており（第 11 条 2）、従来は、警備員の知識・能力の向上を図るための検定であったため、同検定の合格は、警備員が自らの従事する警備業務に関し、優秀な警備員であることを公的に証明できる機会であるということに過ぎなかった。

しかしながら、2005 年 11 月に施行された「警備業法の一部を改正する法律」において、「警備業者がその実施に専門的知識・能力を要し、且つ、事故の発生により不特定・多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずる恐れがある一定の種別の警備業務を行うときは、一定の基準に従い、その種別ごとに検定の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない」旨が規定されたことにより、特定の警備サービスを提供する警備業者では、当該業務の遂行のためには検定合格が必須となった。警備業者がこの義務に違反した場合には、罰則はないものの行政処分の対象となることから、空港保安警備業務や核燃料物質等危険物運搬警備業務等を行う警備業者においては、その検定合格が急務となっている。

したがって、今後は、警備員のキャリアアップにおいて、同検定合格がこれまで以上に重要視されるものと想定できる。

④ 需給ギャップ

現在のところ、大手の 2 強等、一部の警備業者を除き、警備員においては量的な不足感が強い。警備業務のうち、特に屋外での業務については、ハローワーク等の紹介状況から見ても希望者は非常に少ない状況にある。

警備業者にとって、雇用の確保もさることながら、雇用の継続も重要課題となっている。屋外での肉体労働であることや昼夜が逆転する等、ハードワークであること、その割に賃金が低い等の理由から、離職率の非常に高い職種であり、特に出勤回数の多い都市部においてはこの傾向が強い。

(3) 将来の見通し

① 労働市場の需給関係

先に述べたように、ますます加速する少子高齢化や犯罪の増加・複雑化を背景に、今後、産業全体では労働市場の需給は、需要が大きくなり、いかに人材を確保するかが課題となると予想される。

すなわち、高齢者の介護サービスや子供の誘拐や連れ去りから守るための防犯サービスや災害時の安否確認サービス等の時代を背景とした具体的分野の成長を通じて、警備員の需要は高まるものの、劣悪な労働環境や低賃金等が制約となってそのような需要に対応することができず、市場の拡大とともに雇用者数の伸びが期待できたとしても、離職率の高さゆえに人材不足が続くものと予想される。このため、今後の警備員の雇用確保のためには、警備のシステム化により警備員の業務負担軽減や賃金の適正化等、何らかの具体的施策が必要となると考えられる。

② 人材育成の課題

労働市場の需給関係の変化に対応し、より不足となる警備員については、労働条件の改善が必要となる。これには、シフトの改善による労働環境の向上（業務負担軽減）や、資格取得による賃金アップ等によるインセンティブ付与等の対策が求められる。また、資格取得のための資金の支援や、必須資格取得に向けては一時的な労働時間短縮等の優遇策の導入も有効となる。

このような状況を踏まえ、すでに、一部の大手警備業者では、企業内で取得した知識や技術のコンテストを行い、優秀者を表彰するなど、社員のモチベーション・アップに繋がるような施策への取組を積極的に進めているところもある。今後、そのような取組を一層発展させ、大手だけでなく業界全体として警備員の雇用促進・定着率向上にむけた取組みを進めることがより重要になってくるであろう。

4. 警備員の詳細

4.1. 人材のあり方

(1) 職務内容

① 職務と必要な能力

警備員は、事故や犯罪を防止するために警戒や誘導などにあたる者であるが、実際に行う職務には、施設警備（1号業務）、雑踏警備（2号業務）、輸送警備（3号業務）、身辺警備（4号業務）、機械警備がある（表 4-1）。

表 4-1 警備員の職務と必要な能力

職務		職務を遂行する際に必要な能力		レベル ^注		
名称	内容	技能	知識	初級	中級	上級
施設警備 (1号業務)	事務所・住宅・ 興行場・駐車場・遊園地等 における盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> 礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる 基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる 出入管理を行うことができる 巡回を行うことができる 施設警備業務用機器を操作することができる 不審者または不審な物件を発見した場合に、措置することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 警備員としての使命と心構えを理解している 警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する知識を持っている 事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する知識を持っている 護身用具の取り扱い方法と護身術に関する知識を持っている 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の特性を踏まえて、専門的な出入管理を行うことができる 対象施設の特性を踏まえて、専門的な巡回を行うことができる 施設警備業務用機器を専門的に操作することができる 不審者または不審な物件を発見した場合に、専門的に措置することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を持っている 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を持っている 	△	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる 対象施設の構造や周囲の状況等を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務実施の基本原則に関する高度で専門的な知識を持っている 警備員の資質の向上に関する高度で専門的な知識を持っている 	△	△	○

職務		職務を遂行する際に必要な能力		レベル ^注		
名称	内容	技能	知識	初級	中級	上級
雑踏警備 (2号業務)	人もしくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる ・ 基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる ・ 車両および歩行者を誘導することができる ・ 雑踏の整理を行うことができる ・ 雑踏警備業務用資機材や交通誘導警備業務用資機材等を操作することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備員としての使命と心構えを理解している ・ 警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する知識を持っている ・ 事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する知識を持っている ・ 護身用具の取り扱い方法と護身術に関する知識を持っている 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両および歩行者を専門的に誘導することができる ・ 雑踏の整理を高度で専門的に行うことができる ・ 雑踏警備業務用資機材や交通誘導警備業務用資機材等を専門的に操作することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を持っている ・ 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を持っている 	△	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる ・ 警備業務を実施する場所や周囲の事情を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務実施の基本原則に関する高度で専門的な知識を持っている ・ 警備員の資質の向上に関する高度で専門的な知識を持っている 	△	△	○

職務		職務を遂行する際に必要な能力		レベル ^注		
名称	内容	技能	知識	初級	中級	上級
輸送警備 (3号業務)	運搬中の現金・貴金属・美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる ・ 基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる ・ 車両等により伴走を行うことができる ・ 運搬物を積卸しすることができる ・ 輸送警備業務で使用する各種資機材や車両等を操作することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備員としての使命と心構えを理解している ・ 警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する知識を持っている ・ 事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する知識を持っている ・ 護身用具の取り扱い方法と護身術に関する知識を持っている ・ 運搬に使用する車両等の構造や設備に関する知識を持っている 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲を十分に警戒し、車両等により専門的な伴走を行うことができる ・ 運搬物の取り扱いに十分注意し、専門的に積卸しすることができる ・ 輸送警備業務で使用する各種資機材や車両等を専門的に操作することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を持っている ・ 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を持っている 	△	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる ・ 運搬の経路に係る道路の構造や交通状況を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務実施の基本原則に関する高度で専門的な知識を持っている ・ 警備員の資質の向上に関する高度で専門的な知識を持っている 	△	△	○

職務		職務を遂行する際に必要な能力		レベル ^注		
名称	内容	技能	知識	初級	中級	上級
身辺警備 (4号業務)	人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる ・ 基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる ・ 人の身辺における警戒位置を判断し、警戒方法を取ることができる ・ 身辺警備業務で使用する各種資機材を操作することができる ・ 不審者または不審な物件を発見した場合に、措置することができる ・ 人の身体に対する危害を防止することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備員としての使命と心構えを理解している ・ 警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する知識を持っている ・ 事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する知識を持っている ・ 護身用具の取り扱い方法と護身術に関する知識を持っている 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の身辺における警戒位置を判断し、専門的な警戒方法を取ることができる ・ 身辺警備業務で使用する各種資機材を専門的に操作することができる ・ 不審者または不審な物件を発見した場合に、専門的に措置することができる ・ 人の身体に対する危害を専門的に防止することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を持っている ・ 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を持っている 	△	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる ・ 依頼者の事情や移動経路を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務実施の基本原則に関する高度で専門的な知識を持っている ・ 警備員の資質の向上に関する高度で専門的な知識を持っている 	△	△	○

職務		職務を遂行する際に必要な能力		レベル ^注		
名称	内容	技能	知識	初級	中級	上級
機械警備	警備業務用機械装置を使用して行う警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる ・ 基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる ・ 警備業務用機械装置を操作することができる ・ 警備業務用機械装置による警戒および指令を行うことができる ・ 指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡を行うことができる ・ 不審者または不審な物件を発見した場合に、措置することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備員としての使命と心構えを理解している ・ 警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する知識を持っている ・ 事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する知識を持っている ・ 護身用具の取り扱い方法と護身術に関する知識を持っている 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務用機械装置を専門的に操作することができる ・ 警備業務用機械装置による警戒および指令を専門的に行うことができる ・ 指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡を専門的に行うことができる ・ 不審者または不審な物件を発見した場合に、専門的に措置することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を持っている ・ 警備員の資質の向上に関する専門的な知識を持っている 	△	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる ・ 運搬の経路に係る道路の構造や交通状況を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業務実施の基本原則に関する高度で専門的な知識を持っている ・ 警備員の資質の向上に関する高度で専門的な知識を持っている 	△	△	○

注：○主に行うもの、△補助的に行うもの、－行わないもの

出所：研究会事務局作成

② 求められる人材像

このような職務を遂行する上で求められる人材像は、人の生命や財産を守るという責任感、適時・適切な判断力、他人の権利や自由を侵さない倫理感等であり、人間性が大変重要視される。また、顧客への適切な説明や柔軟な対応ができるコミュニケーション力も、必要な要素の一つである。

(2) 人材の要件

この職種の人材要件としては、法律により設けられた制限として、18歳以上であること、精神病患者又はアルコール・覚せい剤等の中毒者でないこと等がある。それ以外には、体力があることといった警備員に特徴的な要件や、先にも述べた責任感や判断力、倫理感、コミュニケーション力などが高いことが挙げられる（表 4-2）。

表 4-2 警備員の人材要件

職務		人材要件		レベル ^注		
名称	内容	基本的な資質・能力等	資格等	初級	中級	上級
警備業務	警備対象によって、施設警備（機械警備を含む）、雑踏警備、輸送警備、身辺警備に分類されるが、求められる資質としては、警備員に共通と想定される	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の生命・財産を守るという責任感や適時・適切な判断力があることが望ましい ・ 他人の権利や自由を侵さない倫理感が求められる ・ 顧客への適切な説明や柔軟な対応ができるコミュニケーション力があることが望ましい ・ 体力が必要となる業務が多い ・ その他、法律により次のような制限が設けられている <ul style="list-style-type: none"> - 成年被後見人、または被保佐人、或いは破産者で復権を得ない者 - 禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 - 最近5年間に、警備業法の規定、警備業法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者 - 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行う恐れがあると認めるに足りる相当な理由がある者 - 精神病患者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者 	警備員になるための必須資格はない	○	○	○

注：○必ず必要、△望ましい、－必要ない

出所：研究会事務局作成

(3) 人材の区分

この職種は、警備業務における専門性や知識の深さ、また、独力で業務を遂行できる能力を基準として、初級、中級、上級に区分することができる（表 4-1、表 4-2）。

① 初級

初級とは、30時間の新任教育を修了し、一通りの警備業務を行うことができる者である。

職務遂行に当たっては、警備業法により基本教育 15 時間、業務別教育 15 時間の計 30 時間の新任教育が必須となっている。実際には、中級又は上級の指示・監督に基づきながら行う業務が中心である。初級者は、就業者数の概ね 2 割を占めている。

② 中級

中級とは、2 級検定合格レベルで、警備業務を専門的に行うことができる者である。職務遂行に当たっては、警備業法により基本教育 3 時間、業務別教育 5 時間の計 8 時間の現任教育が必須となっている。中級者は、就業者数の概ね 6 割で、大部分を占めている。

③ 上級

上級とは、1 級検定合格者レベルで、警備業務を高度で専門的に行うことができる者である。職務遂行に当たっては、警備業法により基本教育 3 時間、業務別教育 5 時間の計 8 時間の現任教育が必須となっている。初級者や中級者を管理する立場にもあり、実際に新任教育や現任教育を行うためには、警備業法に基づく警備員指導教育責任者としての資格が必要となる。上級者は、就業者数の概ね 2 割を占めている。

(4) 労働市場の特徴

この職種の労働市場の特徴としては、圧倒的に男性が占めており、中高齢者層が多いことが言える（表 4-3）。

表 4-3 労働市場の特徴

人材の区分	雇用・求人状況	年齢	性別	学歴等	賃金等(年収)
初級	【雇用状況】 ・ 正規職員が多く、全体の約 80%を占める 【需給ギャップ】 ・ 常時人材不足の状態である	18～20 代前半まで	現状の在職者には男性が多く約 95%を占める	・ 採用においては不問である ・ 高学歴化が進んでいる(大手では、新卒・中途共に大卒業以上のものが 8 割近く占めている企業もある)	・ 大手の場合、300 万～400 万未満 ・ 中小の場合、300 万円未満がほとんどである
中級		20 代半ば～30 代前半まで			・ 大手の場合、400 万未満～500 万円程度 ・ 中小の場合、初級と比べてやや高くなるものの、300 万円未満が約 7 割を占める
上級		30 代半ば～(60 歳以上も全体で 20%程度存在する)			・ 上級:600 万前後～700 万 ・ 中小の場合、初級・中級と比べて高くなるものの、300 万円未満が約 7 割を占める

出所：『平成 16 年度厚生労働書委託 企業が求める人材の能力等に関する調査』等により
研究会事務局作成

(5) 将来の見通し

先で述べたように、将来的に、この職種は人材の不足が見込まれる。それは、警備業の市場拡大もさることながら、人材の定着率が低いため、常に人材の不足感が強いという背景がある。そのため、企業は安定したサービスを提供し続けるためにも、今後も引き続き中途採用による入職を主とする傾向にある。

4.2. 人材育成のあり方

(1) 入職及びキャリアアップ

人材の区分毎に見た入職ルートは、表 4-4の通りである。

外部からの入職の場合、新卒採用と中途採用の 2 種類がある。本職種は特に中途採用が多い職種であるが、異業種からの未経験者の入職が多いところに特徴がある。新卒採用についても学歴が問われることはなく、採用においては、基本的に学歴・資格・経験等は不問となっている。新卒採用の場合は当然のこと、中途採用であっても異業種からの採用の場合には、初級からのキャリアスタートとなり、新任教育を 30 時間受講する等の研修が義務付けられている。

中級者・上級者については、同業種からの転職があり得るが、この場合、即戦力として期待されることが多いため、好条件で雇用されるには警備員技能検定に合格している等、資格の有無も重要視されるようになる。

多くの場合、より上の級に向けてより高い専門性の獲得に向かう。この場合、専門化だけではなく、管理能力や指導力の獲得など多能化にも向かう傾向がある。なお、中級者は営業職や技術職などへの職務転換も見られる。

表 4-4 入職（キャリアアップを含む）の特徴

人材の区分	入職ルートと採用・昇格要件	必要な経験年数	経験が活かせる他の業種・職種
初級	【入職ルート】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新卒及び中途の両方を採用 ・ 圧倒的に中途採用が多い(全体的に中途が新卒の約 4 倍) ・ 新卒は定期採用、中途は欠員補充の場合が多い ・ 自社の HP やハローワーク、民間の職業斡旋機関等で求人が成されている 【採用要件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学歴・資格・経験等は不問 ・ 責任感や倫理観等の資質面での評価が中心 	2～3 年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官 ・ 自衛隊員
中級	【入職ルート】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下級職からの昇格あるいは中途採用 ・ 中途採用の場合には、即戦力として期待される 	初級において 3～4 年程度	
上級	【採用・昇格要件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 即戦力として期待されるため、中途採用の場合には、資質面は当然のこと、資格・経験等が重視される 	中級において 8～10 年程度	

出所：研究会事務局作成

(2) 人材育成

人材の区分毎に見た人材育成の実施状況は、表 4-5の通りである。

外部の他の職種への転出については、同業種・同職種に転職するよりも、全く違う異業種・異職種に移る人が大半を占める。

表 4-5 人材育成の特徴

人材の区分	人材育成の実施状況	主なカリキュラム	外部機関等の活用
初級	【入職】 ・ 新任教育 30 時間の研修を実施 【能力開発】 ・ 上司や先輩による現場における OJT 教育や Off-JT としてのスキルアップ研修を実施 【レベルアップ(昇格を含む)】 ・ 実務を通じて業務遂行能力や知識レベルを高める	・ 新任教育は、新たに警備業務に従事させようとする警備員を対象とするもので、基本教育 15 時間、業務別教育(施設警備、雑踏警備、輸送警備、身辺警備、機会警備)15 時間を必須とする	・ 基本的には自社社員を講師として活用 ・ 外部研修を利用する場合もある((社)全警協による特別講習やセミナー、各都道府県の警備業協会の講習、警備員教育を実施する民間企業の講習等)
中級	【入職】 ・ 現任教育 8 時間の研修を実施 【能力開発】 ・ 上司や先輩による現場における OJT 教育や Off-JT としてのスキルアップ研修を実施 【レベルアップ(昇格を含む)】 ・ 警備業法における 2 級検定資格を取得することがキャリアアップに有効 ・ 実務を通じて業務遂行能力や知識レベルを高める	・ 現任教育は、現に警備業務に従事させている警備員を対象とするもので、基本教育 3 時間、業務別教育(施設警備、雑踏警備、輸送警備、身辺警備、機会警備)5 時間を必須とする	
上級	【入職】 ・ 現任教育 8 時間の研修を実施 【能力開発】 ・ 自己啓発(警備員指導教育責任者資格や 1 級検定資格の取得) 【レベルアップ(昇格を含む)】 ・ 指導者となるには、警備員指導教育責任者資格や 1 級検定資格を取得することが必要となる ・ 実務を通じて業務遂行能力や知識レベルを高め、更に警備員としての専門性を高めるほか、社内の幹部職を目指す方向性もある		

出所：研究会事務局作成

(3) 人材の区分別の状況

① 初級

初級の多くは、高校以上を卒業した後、新卒採用として定期募集を通じて採用される。また、中途採用において、異業種からの未経験者の場合には、やはり初級からのスタートとなる。初級は、警備業法において、新任教育を 30 時間受講することが義務づけられている。その後、上司や先輩から現場における OJT 教育や Off-JT としてのスキルアップ研修などを受けて、中級へのキャリアアップを目指す。初級の能力要件等を満たすには、一般に、2～3 年程度の教育訓練を要する。

② 中級

中級は、警備業法において、現任教育を 8 時間受講することが義務づけられている。また、上司や先輩から現場における OJT 教育や Off-JT としてのスキルアップ研修などを受けて、上級へのキャリアアップを目指す。また、警備業法における 2 級検定資格を取得することも、キャリアアップの一つと言える。中級の能力要件等を満たすには、一般に、初級において 3～4 年程度の教育訓練を要する。

③ 上級

上級は、中級者がキャリアアップするルートが主である。中級同様、警備業法において、現任教育を 8 時間受講することが義務づけられている。また、指導者として警備員指導教育責任者資格や 1 級検定資格を取得することも必要となる。上級は、その後さらに警備員としての専門性を高めるか、あるいは社内の幹部職を目指すかといった方向性がある。上級の能力要件等を満たすには、一般に、中級において 8～10 年程度の教育訓練を要する。

(4) 今後の課題と展望

先で述べた将来的な労働市場の需給関係の見通しを踏まえると、今後ますます警備員に対する需要は増すものと考えられる。しかしながら、夜間や休日勤務、屋外労働、低賃金等の悪条件により、警備業界における警備員の雇用確保及び定着は困難な状況にある。

警備業者では、より質の高い人材を採用し自社に定着させるためには、厳しい労働環境に見合ったそれ相応の待遇を与えなければならないとの問題意識を持っている。賃金の適正化や福利厚生によるインセンティブ付与もさることながら、優秀社員の表彰制度や報奨金制度によるモチベーション向上策が、社員の離職率低下に一役買っている例もある。

今後警備業においても情報化が進展し、コンピュータ機器等 IT に抵抗の少ない若年層からの雇用の必要性が高まると、従来のように中高齢者の雇用のみでは業界の労働力を支えきれなくなる。若年層の警備業界への入職を促進するためには、警備員としての労働環境のイメージ向上以外に、同業界で働き続けた場合将来どうなるのか、どのようにキャリアアップしていくか等を明確にすることが重要である。

2005年11月施行の「警備業法の一部を改正する法律」において特殊且つ高度な一部の警備業務を行うためには1級検定資格の取得が義務付けられる等、業界としても警備員の教育制度の充実化に向けて取組みを進めているところである。各警備業者においても、警備員への入職率及び定着率向上に向けて、自社の研修制度・評価制度の改善に取り組むなど、業界全体として、人材育成を計画的・総合的に実施していくことが求められる（表4-6）。

表 4-6 今後の課題/展望

人材の区分	労働市場の見通し	人材育成の課題と展望
初級	<ul style="list-style-type: none"> ・ますます加速する少子高齢化や犯罪の増加・複雑化を背景に、産業としての伸びが期待されている ・雇用者全体の3分の2を50歳以上が占めなど中高齢者の割合が高く、若年層が慢性的に不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務がハードなことに加えて賃金が低いなど、職種としての魅力に欠ける ・情報化の進展によりITに強い若年層の雇用確保も重要となることから、警備員の魅力度アップや労働に見合った待遇を与えられるよう警備業者による教育制度充実や評価制度改善等の自助努力が求められる
中級	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の増加・複雑化を背景に、警備業務もより高度で専門的なサービスの提供が期待されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の定着率を向上させるため、キャリアアップに即して適性に評価するなど、社員のモチベーションを高める施策が求められる
上級	<ul style="list-style-type: none"> ・その反面、人材の離職率が高く、中・上級職の人材が慢性的に不足している 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業法の改正により、1級検定資格の取得が必須となる業務もあることから、当該検定受験者の一時的な業務軽減等、会社として上級職人材の増加をバックアップすることが求められる

出所：研究会事務局作成

5. 人材マップ及び人材育成計画

職種別に、人材マップ及び人材育成計画の詳細を、下表にまとめて示す。

5.1. 警備員

(1) 人材マップ

レベル	職務内容(タスク名称)	職務を遂行する際に必要な能力	
		技能面(××ができる)	知識(××を知っている)
初級 (新任教育受講終了レベル)	施設警備(1号業務): 事務所・住宅・興行場・駐車場・遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる ・基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる ・出入管理を行うことができる ・巡回を行うことができる ・施設警備業務用機器を操作することができる ・不審者または不審な物件を発見した場合に、措置することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員としての使命と心構えを理解している(事故防止/機密保持/職務完遂/規律保持) ・警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する知識を持っている ・事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する知識を持っている ・護身用具の取り扱い方法と護身術に関する知識を持っている
	雑踏警備(2号業務): 人もしくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる ・基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる ・車両および歩行者を誘導することができる ・雑踏の整理を行うことができる ・雑踏警備業務用資機材や交通誘導警備業務用資機材等を操作することができる 	
	輸送警備(3号業務): 運搬中の現金・貴金属・美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる ・基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる ・車両等により伴走を行うことができる ・運搬物を積卸しすることができる ・輸送警備業務で使用する各種資機材や車両等を操作することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員としての使命と心構えを理解している(事故防止/機密保持/職務完遂/規律保持) ・警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する知識を持っている ・事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する知識を持っている ・護身用具の取り扱い方法と護身術に関する知識を持っている ・運搬に使用する車両等の構造や設備に関する知識を持っている
	身辺警備(4号業務): 人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる ・基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる ・人の身辺における警戒位置を判断し、警戒方法を取ることができる ・身辺警備業務で使用する各種資機材を操作することができる ・不審者または不審な物件を発見した場合に、措置することができる ・人の身体に対する危害を防止することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員としての使命と心構えを理解している(事故防止/機密保持/職務完遂/規律保持) ・警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する知識を持っている ・事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する知識を持っている ・護身用具の取り扱い方法と護身術に関する知識を持っている
	機械警備: 警備業務用機械装置を使用して行う警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・礼式の意義を踏まえ、敬礼等の適切な礼式ができる ・基本動作の意義を踏まえ、基本姿勢・休憩・方向変換等の適切な基本動作ができる ・警備業務用機械装置を操作することができる ・警備業務用機械装置による警戒および指令を行うことができる ・指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡を行うことができる ・不審者または不審な物件を発見した場合に、措置することができる 	
中級 (2級検定合格レベル)	施設警備(1号業務): 事務所・住宅・興行場・駐車場・遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の特性を踏まえて、専門的な出入管理を行うことができる ・対象施設の特性を踏まえて、専門的な巡回を行うことができる ・施設警備業務用機器を専門的に操作することができる ・不審者または不審な物件を発見した場合に、専門的に措置することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を持っている ・警備員の資質の向上に関する専門的な知識を持っている ・警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する専門的な知識を持っている ・事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する専門的な知識を持っている
	雑踏警備(2号業務): 人もしくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・車両および歩行者を専門的に誘導することができる ・雑踏の整理を高度で専門的に行うことができる ・雑踏警備業務用資機材や交通誘導警備業務用資機材等を専門的に操作することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・護身用具の取り扱い方法と護身術に関する専門的な知識を持っている
	輸送警備(3号業務): 運搬中の現金・貴金属・美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲を十分に警戒し、車両等により専門的な伴走を行うことができる ・運搬物の取り扱いに十分注意し、専門的に積卸しすることができる ・輸送警備業務で使用する各種資機材や車両等を専門的に操作することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を持っている ・警備員の資質の向上に関する専門的な知識を持っている ・警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する専門的な知識を持っている ・事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する専門的な知識を持っている ・護身用具の取り扱い方法と護身術に関する専門的な知識を持っている ・運搬に使用する車両等の構造や設備に関する専門的な知識を持っている
	身辺警備(4号業務): 人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・人の身辺における警戒位置を判断し、専門的な警戒方法を取ることができる ・身辺警備業務で使用する各種資機材を専門的に操作することができる ・不審者または不審な物件を発見した場合に、専門的に措置することができる ・人の身体に対する危害を専門的に防止することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を持っている ・警備員の資質の向上に関する専門的な知識を持っている ・警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)を知っている ・事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)を知っている ・護身用具の取り扱い方法と護身術を知っている
	機械警備: 警備業務用機械装置を使用して行う警備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業務用機械装置を専門的に操作することができる ・警備業務用機械装置による警戒および指令を専門的に行うことができる ・指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡を専門的に行うことができる ・不審者または不審な物件を発見した場合に、専門的に措置することができる 	

注：関連資格については、別紙1を参照

出所：研究会事務局作成

人材要件		労働市場の特徴
基本的な資質・能力	資格等	
<p>・人の生命・財産を守るという責任感や適時・適切な判断力があることが望ましい</p> <p>・他人の権利や自由を侵さない倫理感が求められる</p> <p>・顧客への適切な説明や柔軟な対応ができるコミュニケーション力があることが望ましい</p> <p>・体力が必要となる業務が多いため、それに対応できる体力があることが望ましい</p> <p>・その他、法律により次のような制限が設けられている</p> <p>一禁治産者、または準禁治産者、あるいは破産者で復権を得ない者。</p> <p>一禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。</p> <p>一最近5年間に、警備業法の規定、警備業法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者。</p> <p>一集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者。</p> <p>一精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者。</p>	<p>・警備員になるための必須資格はない</p>	<p>雇用形態：(正規・パート・アルバイト・臨時等)</p> <p>・正規従業員が多く、約80%を占める</p> <p>一平成16年：常用警備員：臨時警備員＝78.5：21.5</p> <p>年齢構成：</p> <p>・50歳以上が3分の2を占め、中高年齢者が多い</p> <p>男女構成：</p> <p>・現状の在職者には圧倒的に男性が多く、約95%を占める</p> <p>一平成16年：男性：女性＝94.2：5.8</p> <p>(『平成16年における警備業の概況』より)</p> <p>賃金：</p> <p>・大手の場合、300～400万円未満</p> <p>・中小の場合、平均300万円未満が約7割を占める</p>
<p>・人の生命・財産を守るという責任感や適時・適切な判断力があることが望ましい</p> <p>・他人の権利や自由を侵さない倫理感が求められる</p> <p>・顧客への適切な説明や柔軟な対応ができるコミュニケーション力があることが望ましい</p> <p>・体力が必要となる業務が多いため、それに対応できる体力があることが望ましい</p> <p>・その他、法律により次のような制限が設けられている</p> <p>一禁治産者、または準禁治産者、あるいは破産者で復権を得ない者。</p> <p>一禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。</p> <p>一最近5年間に、警備業法の規定、警備業法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者。</p> <p>一集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者。</p> <p>一精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者。</p>	<p>・警備員になるための必須資格はないが、警備業法における2級検定資格を取得することがキャリアアップに有効である</p>	<p>雇用形態：(正規・パート・アルバイト・臨時等)</p> <p>・正規従業員が多く、約80%を占める</p> <p>一平成16年：常用警備員：臨時警備員＝78.5：21.5</p> <p>年齢構成：</p> <p>・50歳以上が3分の2を占め、中高年齢者が多い</p> <p>男女構成：</p> <p>・現状の在職者には圧倒的に男性が多く、約95%を占める</p> <p>一平成16年：男性：女性＝94.2：5.8</p> <p>(『平成16年における警備業の概況』より)</p> <p>賃金：</p> <p>・大手の場合、400未満～500万円</p> <p>・中小の場合、平均300万円未満が約7割を占める</p>

レベル	職務内容(タスク名称)	職務を遂行する際に必要な能力	
		技能面(××ができる)	知識(××を知っている)
上級 (1級検定合格 レベル)	施設警備(1号業務): 事務所・住宅・興行場・駐車場・遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる 対象施設の構造や周囲の状況等を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 対象施設の特性を踏まえて、高度で専門的な人または車両等の出入管理を行うことができる 対象施設の特性を踏まえて、高度で専門的な巡回を行うことができる 施設警備業務用機器を高度で専門的に操作することができる 不審者または不審な物件を発見した場合に、高度で専門的に措置することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務実施の基本原則に関する高度で専門的な知識を持っている 警備員の資質の向上に関する高度で専門的な知識を持っている 警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する高度で専門的な知識を持っている 事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する高度で専門的な知識を持っている 護身用具の取り扱い方法と護身術に関する高度で専門的な知識を持っている
	雑踏警備(2号業務): 人もしくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる 警備業務を実施する場所や周囲の事情を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 車両および歩行者を高度で専門的に誘導することができる 雑踏の整理を高度で専門的に行うことができる 雑踏警備業務用資機材や交通誘導警備業務用資機材等を高度で専門的に操作することができる 	
	輸送警備(3号業務): 運輸中の現金・貴金属・美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる 運輸の経路に係る道路の構造や交通状況を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 周囲を十分に警戒し、車両等により高度で専門的な伴走を行うことができる 運輸物の取り扱いに十分注意し、高度で専門的な積卸しをすることができる 輸送警備業務で使用する各種資機材や車両等を高度で専門的に操作することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務実施の基本原則に関する高度で専門的な知識を持っている 警備員の資質の向上に関する高度で専門的な知識を持っている 警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する高度で専門的な知識を持っている 事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する高度で専門的な知識を持っている 護身用具の取り扱い方法と護身術に関する高度で専門的な知識を持っている 運輸に使用する車両等の構造や設備に関する高度で専門的な知識を持っている
	身辺警備(4号業務): 人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒・防止する業務	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる 依頼者の事情や移動経路を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 人の身辺における警戒位置を判断し、高度で専門的な警戒方法を取ることができる 身辺警備業務で使用する各種資機材を高度で専門的に操作することができる 不審者または不審な物件を発見した場合に、高度で専門的に措置することができる 人の身体に対する危害を高度で専門的に防止することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務実施の基本原則に関する高度で専門的な知識を持っている 警備員の資質の向上に関する高度で専門的な知識を持っている 警備業法とその他関連法令(憲法/刑法/刑事訴訟法/遺失物法)に関する高度で専門的な知識を持っている 事故発生時における警察機関等への連絡方法と応急措置方法(現場保存/避難誘導/救急法)に関する高度で専門的な知識を持っている 護身用具の取り扱い方法と護身術に関する高度で専門的な知識を持っている
	機械警備: 警備業務用機械装置を使用して行う警備業務	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の要望に合わせた警備計画書・警備指令書を作成することができる 運輸の経路に係る道路の構造や交通状況を踏まえて、能率的かつ安全な実施に必要な業務管理を行うことができる 警備業務用機械装置を高度で専門的に操作することができる 警備業務用機械装置による警戒および指令を高度で専門的に行うことができる 指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡を高度で専門的に行うことができる 不審者または不審な物件を発見した場合に、高度で専門的に措置することができる 	

注：関連資格については、別紙1を参照

出所：研究会事務局作成

人材要件		労働市場の特徴
基本的な資質・能力	資格等	
<ul style="list-style-type: none"> ・人の生命・財産を守るという責任感や適時・適切な判断力があることが望ましい ・他人の権利や自由を侵さない倫理感が求められる ・顧客への適切な説明や柔軟な対応ができるコミュニケーション力があることが望ましい ・体力が必要となる業務が多いため、それに対応できる体力があることが望ましい <ul style="list-style-type: none"> ・その他、法律により次のような制限が設けられている <ul style="list-style-type: none"> －禁治産者、または準禁治産者、あるいは破産者で復権を得ない者。 －禁錮以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。 －最近5年間に、警備業法の規定、警備業法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関する他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者。 －集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者。 －精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警備員になるための必須資格はないが、指導者となるためには、警備員指導教育責任者資格や、警備業法における1級検定資格を取得することが必要となる 	<p>雇用形態：(正規・パート・アルバイト・臨時等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規従業員が多く、約80%を占める <ul style="list-style-type: none"> －平成16年：常用警備員：臨時警備員＝78.5：21.5 <p>年齢構成：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50歳以上が3分の2を占め、中高年齢者が多い <p>男女構成：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の在職者には圧倒的に男性が多く、約95%を占める <ul style="list-style-type: none"> －平成16年：男性：女性＝94.2：5.8 (『平成16年における警備業の概況』より) <p>賃金：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手の場合、600前後～700万円未満 ・中小の場合、平均300万円未満が約7割を占める

(2) 人材育成計画

レベル	参入について		経験が活かせる業種・職種
	入職ルートと採用要件	必要な経験年数	
初級 (新任教育受 講修了 レベル)	募集形態:(定期・随時・通年等) ・新規学卒は定期で、中途は随時行っている 新規学卒採用:(学歴・専攻やその他の要件等) ・特に、学歴は問わない ・但し、新規・中途採用合わせて、約8割近くが大卒者である(一部大手企業の場合) 中途採用:(必要な職務経験等) ・同業他社での警備員経験や警察・自衛隊などでの経験は大変有利である ・しかし、特にこれまでの職歴等は問わず、約8割近くが未経験者採用である 人材の過不足状況: ・全体的に不足している	入職⇒初級: 2～3年程度	・警備員 ・警察官 ・自衛隊員
中級 (2級検定合格 レベル)	入職ルート: ・下級職からの昇格あるいは中途採用 ・中途採用の場合には、即戦力として期待される 採用・昇格要件: ・即戦力として期待されるため、中途採用の場合には、資質面は当然のこと、資格・経験等が重視される	初級⇒中級: 3～4年程度	・警備員 ・警察官 ・自衛隊員
上級 (1級検定合格 レベル)	入職ルート: ・下級職からの昇格あるいは中途採用 ・中途採用の場合には、即戦力として期待される 採用・昇格要件: ・即戦力として期待されるため、中途採用の場合には、資質面は当然のこと、資格・経験等が重視される	中級⇒上級: 8～10年程度	・警備員 ・警察官 ・自衛隊員

注：教育訓練については、別紙2を参照

出所：研究会事務局作成

人材育成の実施状況	育成について このレベルからのキャリアパス	今後の課題／展望
<p>階層別研修:(新入社員、中堅、監督者、管理者、経営者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任教育(新たに警備業務に従事させようとする警備員対象) <ul style="list-style-type: none"> －基本教育 15時間 －業務別教育 15時間 <p>テーマ別研修:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務別教育 <ul style="list-style-type: none"> －施設警備 －雑踏警備 －運搬警備 －身辺警備 －機械警備 <p>研修方法:(OJT、Off-JT、自己啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修やテーマ別研修は、必要な教材を用いて行う講義方式である。 ・人材育成については、基本的に現場によるOJTがメインである。 <p>利用している外部研修等:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)全警協による特別講習やセミナー ・各都道府県の警備業協会の講習 ・警備員教育を実施する民間企業の講習 	<p>レベルアップ:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業内のOJTを中心に、指導教育を受け、警備員としての経験を積み、初級から中級へと現場を管理できる人材を目指していく 	<p>労働市場の見通し:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ますます加速する少子高齢化や犯罪の増加・複雑化を背景に、産業としての伸びが期待されている ・雇用者全体の3分の2を50歳以上が占めるなど中高年齢者の割合が高く、若年層が慢性的に不足している <p>人材育成の課題と展望:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務がハードなことに加えて賃金が低いなど、職種としての魅力に欠ける ・情報化の進展によりITに強い若年層の雇用確保も重要となることから、警備員の魅力度アップや労働に見合った待遇を与えられるよう警備業者による教育制度充実や評価制度改善等の自助努力が求められる
<p>階層別研修:(中堅、監督者、管理者、経営者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現任教育(現に警備業務に従事させている警備員対象) <ul style="list-style-type: none"> －基本教育 3時間 －業務別教育 5時間 <p>テーマ別研修:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務別教育 <ul style="list-style-type: none"> －施設警備 －雑踏警備 －運搬警備 －身辺警備 －機械警備 <p>研修方法:(OJT、Off-JT、自己啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修やテーマ別研修は、必要な教材を用いて行う講義方式である。 ・人材育成については、基本的に現場によるOJTがメインである。 <p>利用している外部研修等:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社)全警協による特別講習やセミナー ・各都道府県の警備業協会の講習 ・警備員教育を実施する民間企業の講習 	<p>レベルアップ:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業内のOJTを中心に、指導教育を受け、警備員としての経験を積み、中級から上級へと現場を管理できる人材を目指していく ・検定制度のより上級を目指して勉強し、取得する <ul style="list-style-type: none"> －空港保安警備業務(2級) －施設警備業務(2級) －雑踏警備業務(2級) －交通誘導警備業務(2級) －核燃料物質等危険物運搬警備業務(2級) －貴重品運搬警備業務(2級) <p>(※)検定の方法は、次の2つである</p> <ol style="list-style-type: none"> ①都道府県公安委員会が行う学科試験及び実技試験を受験することによって受検する方法 ②国家公安委員会が指定講習として指定した講習の課程を修了し、都道府県公安委員会が行う学科試験及び実技試験を免除されて受検する方法 	<p>労働市場の見通し:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の増加・複雑化を背景に、警備業務もより高度で専門的なサービスの提供が期待されている ・その反面、人材の離職率が高く、中・上級職の人材が慢性的に不足している <p>人材育成の課題と展望:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の定着率を向上させるため、キャリアアップに即して適性に評価するなど、社員のモチベーションを高める施策が求められる
<p>階層別研修:(中堅、監督者、管理者、経営者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現任教育(現に警備業務に従事させている警備員対象) <ul style="list-style-type: none"> －基本教育 3時間 －業務別教育 5時間 <p>テーマ別研修:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務別教育 <ul style="list-style-type: none"> －施設警備 －雑踏警備 －運搬警備 －身辺警備 －機械警備 	<p>レベルアップ:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務を通じて業務遂行能力や知識レベルを高め、更に警備員としての専門性を高めるほか、社内の幹部職を目指す方向性もある ・指導者となるには、警備員指導教育責任者資格や1級検定資格を取得することが必要となる <ul style="list-style-type: none"> －空港保安警備業務(1級) －施設警備業務(1級) －雑踏警備業務(1級) －交通誘導警備業務(1級) －核燃料物質等危険物運搬警備業務(1級) －貴重品運搬警備業務(1級) <p>(※)検定の方法は、次の2つである</p> <ol style="list-style-type: none"> ①都道府県公安委員会が行う学科試験及び実技試験を受験することによって受検する方法 ②国家公安委員会が指定講習として指定した講習の課程を修了し、都道府県公安委員会が行う学科試験及び実技試験を免除されて受検する方法 	<p>労働市場の見通し:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の増加・複雑化を背景に、警備業務もより高度で専門的なサービスの提供が期待されている ・その反面、人材の離職率が高く、中・上級職の人材が慢性的に不足している <p>人材育成の課題と展望:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備業法の改正により、1級検定資格の取得が必須となる業務もあることから、当該検定受験者の一時的な業務軽減等、会社として上級職人材の増加をバックアップすることが求められる

(別紙1) 警備業において必要な資格

対象職種	資格名称	資格の区分	取得方法	受験資格	合格率	教育訓練機関等
警備員	警備員 国家資格 (名称独占資格)	2004年の警備業法及び関連規則の改正により、現在は、一定の規模や特定の対象に関する警備を行なう際には必ず新規則による検定合格者を従事させ、かつその際には検定合格証を携帯させて関係者の請求があつた際にはこれを提示しなければならないという必須資格の傾向の強い資格となっている	次の2種類の取得方法がある： ①都道府県公安委員会の実施する学科および実技の試験を受験し、合格して検定合格証(=資格証)を取得する(「直接検定」) ②社団法人全国警備業協会(「空港保安警備センター」)の実施する「特別講習」を受講し、修了証書を交付されることによつて学科および実技試験が免除され、都道府県公安委員会への申請(書類審査)のみで検定合格証を取得する	2級の受験には性別・学歴など特に制限はないが、1級の受験には2級合格後1年以上当該警備業務の実務経験が必要	70%程度(2級)	・警備業者、各都道府県警備業協会、警備員教育を実施する民間の教育機関等

出所:研究会事務局作成

(別紙2) 警備業における教育訓練の提供状況

対象職種	実施機関	訓練名称	訓練内容	対象者	備考
警備員	警備業者、各都道府県警備業協会、警備員教育を實施する民間の教育機関等	基本教育	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務実施の基本原則に関すること 警備員の資質の向上に関すること 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること 護身用具の取り扱いに関すること 警備業務実施の基本原則に関すること 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること 警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法に関すること 巡回の方法に関すること 警備装置その他当該警備業務を實施するために使用する機器の使用方法に関すること 不審者を発見した場合にとるべき措置に関すること その他当該警備業務を適正に實施するため必要な知識及び技能に関すること 	新たに警備業務に従事する警備員	受講時間:15時間(最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員及び警備員の職にあった期間が通算して1年以上である警備員にあっては5時間)
		法第二条第一項の警備業務(機械警備業務を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 車両及び歩行者の誘導の方法に関すること 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関すること 当該警備業務を實施するために使用する各種警備器材の使用方法に関すること その他当該警備業務を適正に實施するため必要な知識及び技能に関すること 	現に警備業務に従事している警備員	受講時間:15時間 それぞれ8時間又は3時間を超えない時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は2年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる
		法第二条第一項第二号の警備業務	<ul style="list-style-type: none"> 当該警備業務を適正に實施するため必要な道路関係法令に関すること 車両及び歩行者の誘導の方法に関すること 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関すること 当該警備業務を實施するために使用する各種警備器材の使用方法に関すること その他当該警備業務を適正に實施するため必要な知識及び技能に関すること 	現に警備業務に従事している警備員	受講時間:5時間 それぞれ8時間又は3時間を超えない時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は2年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる
		業務別教育	<ul style="list-style-type: none"> 運搬に使用する車両等の構造及び設備に関すること 車両等による伴走の方法に関すること 運搬に係る現金、貴金属、美術品等の積卸しに際しての警戒の方法に関すること 運搬中における盗難等の事項の発生に際して その他当該警備業務を適正に實施するため必要な知識及び技能に関すること 	現に警備業務に従事している警備員	受講時間:5時間
警備員	警備業者、各都道府県警備業協会、警備員教育を實施する民間の教育機関等	機械警備業務	<ul style="list-style-type: none"> 当該機械警備業務を實施するために使用する警備業務用機械装置の機能に関すること 警備業務用機械装置による警戒及び指令の方法に関すること 指令業務に従事する警備員と現場に向かう警備員との間の連絡の方法に関すること 基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における不審者の発見 その他現場における事実の確認の方法に関すること その他当該警備業務を適正に實施するため必要な知識及び技能に関すること 警備業務実施の基本原則に関すること 	現に警備業務に従事している警備員	受講時間:5時間
		指導教育	<ul style="list-style-type: none"> 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること 警備業務の区分(府令第二十六条第三項に規定する警備業務の区分)に応じた専門的な知識及び技能に関すること その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること 	現に警備業務に従事している警備員	受講時間:50分 受講時間:8時間20分 受講時間:5時間 受講時間:11時間40分 受講時間:3時間50分

出所:研究会事務局作成